

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,404,402,464	1,404,402,464	—	単元株式数1,000株 (注)
計	1,404,402,464	1,404,402,464	—	—

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨を定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年3月31日	△108,782	1,404,402	—	139,595,523	—	93,107,741

(注) 平成20年3月31日の発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(5)【所有者別状況】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,404,402	—	—	—	1,404,402	464
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
三井住友海上グループホールディングス株式会社	東京都中央区新川2-27-2	1,404,402	100.00
計	—	1,404,402	100.00

(注) 当社は、平成20年4月1日付で株式移転により完全親会社「三井住友海上グループホールディングス株式会社」を設立いたしました。これに伴い、同日以降の株主は同社1社となり、新たな主要株主となっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	単元株式数1,000株 (注)
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,404,402,000	1,404,402	同上
単元未満株式	普通株式 464	—	一単元 (1,000株) 未 満の株式
発行済株式総数	1,404,402,464	—	—
総株主の議決権	—	1,404,402	—

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨を定款に定めております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、当社の完全親会社である三井住友海上グループホールディングス株式会社の資本政策に沿って、剰余金の配当等の決定を行う方針としております。なお、当事業年度におきましては、平成20年7月1日付で、当社が保有する三井住友海上きらめき生命保険株式会社、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社の株式すべてを配当財産とした現物配当を実施しております。

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、担保力の増強を図るとともに、事業環境の変化に備えるべく、経営基盤の強化に向け有効投資してまいります。

当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年6月26日 取締役会決議	2,500	1.78
平成20年9月30日 取締役会決議	15,000	10.68
平成20年12月26日 取締役会決議	12,750	9.07
平成21年1月30日 取締役会決議	5,000	3.56
平成21年5月20日 取締役会決議	13,000	9.25

決議年月日	配当財産の種類及び帳簿価額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年6月26日 取締役会決議	<ul style="list-style-type: none">三井住友海上きらめき生命保険株式会社 普通株式三井住友海上メットライフ生命保険株式会社 普通株式三井ダイレクト損害保険株式会社 普通株式三井ダイレクト損害保険株式会社 議決権制限株式	69.49

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	1,186	1,626	1,694	1,728
最低(円)	852	918	1,226	921

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成20年3月26日に上場が廃止されたため、最終取引日である平成20年3月25日までの株価について記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

該当事項はありません。

5 【役員の状況】

(平成21年6月25日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役会長	—	秦 喜 秋	昭和20年 11月4日生	昭和43年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成2年6月 同社大阪営業第二部長 平成2年10月 同社大阪本社営業第二部長 平成4年6月 同社社長室長 平成7年6月 同社取締役社長室長 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社常務取締役関東甲信越営業本部長 平成12年6月 同社常務取締役リスクマネジメント企画 本部長兼関東甲信越営業本部長 平成12年6月 同社常務取締役常務執行役員リスクマネ ジメント企画本部長兼関東甲信越営業本 部長 平成13年10月 当社常務取締役常務執行役員 平成14年6月 専務取締役専務執行役員 平成17年4月 取締役 副社長執行役員 平成18年4月 取締役共同最高経営責任者 平成18年6月 取締役会長共同最高経営責任者 平成18年8月 取締役会長（現職） 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス 株式会社取締役会長（現職）	(注) 3	—
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	—	江 頭 敏 明	昭和23年 11月30日生	昭和47年4月 当社入社 平成7年4月 火災新種商品企画部保証信用保険室長 平成9年6月 社長室部長 平成11年4月 商品業務統括火災新種業務部長 平成12年5月 社長室（休職 社団法人日本損害保険協 会出向）部長 平成13年4月 商品業務統括火災新種業務部長 平成13年10月 執行役員火災新種保険部長 平成14年6月 執行役員中国本部長 平成15年6月 常務執行役員中国本部長 平成16年4月 常務執行役員神奈川静岡本部長 平成17年10月 常務執行役員神奈川静岡本部長兼同本部 損害サービス改革本部長 平成18年4月 共同最高経営責任者 平成18年6月 取締役社長共同最高経営責任者 平成18年8月 取締役社長最高経営責任者 平成18年9月 取締役社長 社長執行役員（現職） 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス 株式会社取締役社長 平成21年4月 同社取締役社長 社長執行役員（現職）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 副社長執行役員	—	浅野 広 視	昭和25年 12月13日生	昭和48年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成7年6月 同社仙台支店長 平成9年4月 同社社長室業務担当部長兼業務管理部長 平成10年4月 同社社長室業務特命部長兼業務管理部長 平成10年6月 同社社長室長兼業務管理部長 平成12年2月 同社統合推進室長 平成12年6月 同社執行役員統合推進室長 平成13年6月 同社取締役執行役員統合推進室長 平成13年10月 当社取締役執行役員経営企画部長 平成16年4月 常務取締役常務執行役員 平成17年4月 取締役常務執行役員 平成18年4月 取締役専務執行役員 平成18年10月 取締役専務執行役員商品本部長 平成20年4月 取締役専務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 平成21年4月 当社取締役 副社長執行役員（現職） 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 副社長執行役員（現職）	(注)3	—
取締役 専務執行役員	—	柄澤 康 喜	昭和25年 10月27日生	昭和50年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成10年6月 同社広報部長 平成12年2月 同社社長室長兼業務管理部長 平成12年4月 同社社長室長 平成13年10月 当社経営企画部業務企画特命部長 平成14年7月 金融サービス本部財務企画部長 平成16年4月 執行役員経営企画部長 平成17年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成18年4月 取締役常務執行役員 平成20年4月 取締役専務執行役員（現職） 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 平成21年4月 同社取締役専務執行役員（現職）	(注)3	—
取締役 専務執行役員	—	藤本 進	昭和23年 12月5日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成10年6月 同省横浜税関長 平成11年7月 同省大臣官房審議官 平成14年7月 欧州復興開発銀行理事 平成17年8月 当社顧問 平成19年6月 取締役 平成20年4月 取締役常務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 平成21年4月 当社取締役専務執行役員（現職） 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役専務執行役員（現職）	(注)3	—
取締役 常務執行役員	金融サービス 本部長	池田 克 朗	昭和26年 9月8日生	昭和49年4月 当社入社 平成10年4月 運用本部金融サービス部長 平成11年6月 経理部長 平成15年6月 取締役執行役員経理部長 平成17年4月 取締役常務執行役員 平成18年4月 取締役常務執行役員金融サービス本部長（現職） 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 平成21年4月 同社取締役常務執行役員（現職）	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数
取締役 常務執行役員	—	市原 等	昭和26年 6月19日生	昭和49年4月 平成13年4月 平成13年10月 平成14年7月 平成16年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成20年4月 平成21年4月	当社入社 事務推進部長 営業事務部事務統合特命部長 営業事務部長 執行役員人事部長 常務執行役員 取締役常務執行役員（現職） 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 同社取締役常務執行役員（現職）	(注)3	—
取締役 常務執行役員	—	堀本 修平	昭和29年 8月19日生	昭和52年4月 平成13年9月 平成13年10月 平成15年4月 平成16年4月 平成18年8月 平成18年9月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年6月	住友海上火災保険株式会社入社 同社北海道営業本部営業推進特命部長 当社北海道本部企画特命部長（コンプライアンス・オフィサー） 北海道本部企画特命部長 北陸本部金沢支店長 北陸本部金沢支店長兼企業品質管理部設立準備委員 執行役員企業品質管理部長 執行役員九州本部長兼同本部損害サポート・イノベーション本部長 取締役常務執行役員（現職） 三井住友海上グループホールディングス株式会社常務執行役員 同社取締役常務執行役員（現職）	(注)4	—
取締役 執行役員	経営企画部長	藤井 史朗	昭和31年 9月29日生	昭和54年4月 平成16年4月 平成17年1月 平成17年4月 平成18年4月 平成20年4月 平成21年4月	当社入社 経営企画部部長（事業企画担当） 経営企画部部長（事業企画担当）兼経営企画部事業企画グループ長 経営企画部部長（事業企画担当） 経営企画部長 執行役員経営企画部長 取締役執行役員経営企画部長（現職）	(注)4	—
取締役	—	河野 栄子	昭和21年 1月1日生	昭和44年12月 昭和59年4月 昭和59年11月 昭和60年8月 昭和61年11月 平成6年7月 平成9年6月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年4月	株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 同社取締役広告事業本部副本部長 同社取締役広告事業本部本部長 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長 同社取締役会長兼CEO 同社取締役会長兼取締役会議長 当社監査役 株式会社リクルート特別顧問 当社取締役（現職） 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役（現職）	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	—	頃 安 健 司	昭和17年 4月16日生	昭和42年4月 東京地方検察庁検事 平成8年1月 法務省官房長 平成9年12月 最高検察庁総務部長 平成11年4月 同庁刑事部長 平成11年12月 法務総合研究所長 平成13年5月 札幌高等検察庁検事長 平成14年6月 名古屋高等検察庁検事長 平成15年2月 大阪高等検察庁検事長 平成16年7月 弁護士登録 東京永和法律事務所客員弁護士 平成17年6月 当社取締役（現職） 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役（現職） 平成20年7月 TMI 総合法律事務所顧問（現職）	(注) 3	—
取締役	—	高 巖	昭和31年 3月10日生	昭和60年4月 財団法人モラロジー研究所経済研究室研究員 平成8年4月 麗澤大学国際経済学部助教授 平成13年4月 同大学国際経済学部教授兼企業倫理研究センター副センター長 平成15年4月 同大学国際経済学部教授兼企業倫理研究センター長 平成17年6月 当社取締役（現職） 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役（現職） 平成21年4月 麗澤大学経済学部長（現職）	(注) 3	—
監査役 (常勤)	—	新 谷 和 夫	昭和23年 11月17日生	昭和47年4月 当社入社 平成7年7月 道東支店長 平成9年6月 北海道本部道東支店長 平成10年4月 検査部部长（検査役） 平成11年1月 販売支援統括販売企画部部长 平成11年4月 販売支援統括販売企画部部长（代理店業務担当） 平成11年9月 販売支援統括部部长（業務開発担当） 平成12年4月 販売支援統括リテールBSP推進担当部部长 平成13年1月 総務部部长 平成13年3月 総務部部长 平成13年10月 東京企業第二本部企業営業第三部长 平成14年6月 執行役員東京企業第二本部企業営業第三部长 平成15年6月 執行役員北海道本部长 平成16年4月 常務執行役員北海道本部长 平成17年4月 常務執行役員東京企業第一本部长兼金融公務営業推進本部长 平成17年10月 常務執行役員東京企業第一本部长兼同本部損害サービス改革本部长 金融公務営業推進本部长兼同本部損害サービス改革本部长 平成18年4月 常務執行役員東京企業第一本部长兼同本部損害サービス改革本部长 平成19年4月 常務執行役員東京企業第一本部长兼同本部損害サービス・イノベーション本部长 平成20年4月 常任監査役 平成20年6月 監査役（現職）	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
監査役 (常勤)	—	中川 敏 洋	昭和23年 7月14日生	昭和47年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成8年4月 同社埼玉東支店長 平成10年2月 同社岡山支店長 平成12年6月 同社中・四国営業本部長 平成12年6月 同社執行役員中・四国営業本部長 平成13年10月 当社執行役員四国本部長 平成14年6月 執行役員千葉埼玉本部長 平成16年4月 常務執行役員関東甲信越本部長 平成17年10月 常務執行役員関東甲信越本部長兼同本部 損害サービス改革本部長 平成18年4月 専務執行役員関東甲信越本部長兼同本部 損害サービス改革本部長 平成19年4月 専務執行役員関東甲信越本部長兼同本部 損害サービス・イノベーション本部長 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス 株式会社専務取締役 平成21年4月 当社監査役（現職）	(注) 6	—
監査役 (常勤)	—	久保田 光 一	昭和23年 8月18日生	昭和48年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成7年6月 同社横浜支店長 平成9年6月 同社総務部長 平成13年10月 当社総務部長 平成14年6月 執行役員四国本部長 平成16年4月 執行役員千葉埼玉本部長 平成17年4月 常務執行役員東京本部長 平成17年10月 常務執行役員東京本部長兼同本部損害サ ービス改革本部長 平成19年4月 常務執行役員東京本部長兼同本部損害サ ービス・イノベーション本部長 平成20年4月 取締役常務執行役員 平成21年4月 監査役（現職）	(注) 6	—
監査役	—	安田 莊 助	昭和18年 12月15日生	昭和54年4月 公認会計士登録 昭和55年6月 安田莊助税理士事務所代表 昭和58年2月 東京赤坂公認会計士共同事務所代表 平成5年7月 東京赤坂監査法人代表社員 平成11年10月 東京北斗監査法人（現仰星監査法人）理 事長代表社員 平成13年9月 日本プライムリアルティ投資法人監督役 員（現職） 平成17年6月 当社監査役（現職） 平成20年1月 仰星監査法人代表社員 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス 株式会社監査役（現職） 平成21年1月 仰星監査法人特別顧問（現職） 仰星税理士法人代表社員（現職）	(注) 7	—
監査役	—	首藤 恵	昭和23年 1月23日生	昭和47年4月 財団法人日本証券経済研究所研究員 昭和60年11月 同法人主任研究員 昭和63年4月 明海大学経済学部助教授 平成5年4月 中央大学経済学部教授 平成16年3月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教 授 平成17年6月 当社監査役（現職） 平成20年9月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科長 兼ファイナンス研究センター所長（現 職）	(注) 7	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数
監査役	—	野村晋右	昭和20年 6月13日生	昭和45年4月 平成18年6月	弁護士登録 柳田法律事務所（現柳田野村法律事務 所）弁護士（現職） 当社監査役（現職）	（注）8	—
計							—

- （注） 1 取締役河野栄子、頃安健司及び高 巖は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役安田莊助、首藤 惠及野村晋右は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 平成21年6月25日付の定時株主総会での選任後平成21年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成21年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成21年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 平成20年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成23年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 6 平成21年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 7 平成21年6月25日付の定時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 8 平成18年6月28日付の定時株主総会での選任後平成21年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、三井住友海上グループの一員として、「三井住友海上グループ 経営理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社及び三井住友海上グループ全体の企業価値の向上に努めてまいります。

そのため、全役職員が共有する基本的価値観及び適正・適法な企業活動遂行の原点として、お客さま、株主等をはじめ7つのステークホルダー（利害関係者）への責任を適切に果たしていくことを明確にした「三井住友海上グループ行動憲章」の浸透に努めております。また、グループ中期経営計画においても、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組んでおります。

なお、当社は、完全親会社である三井住友海上グループホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言等を受けております。

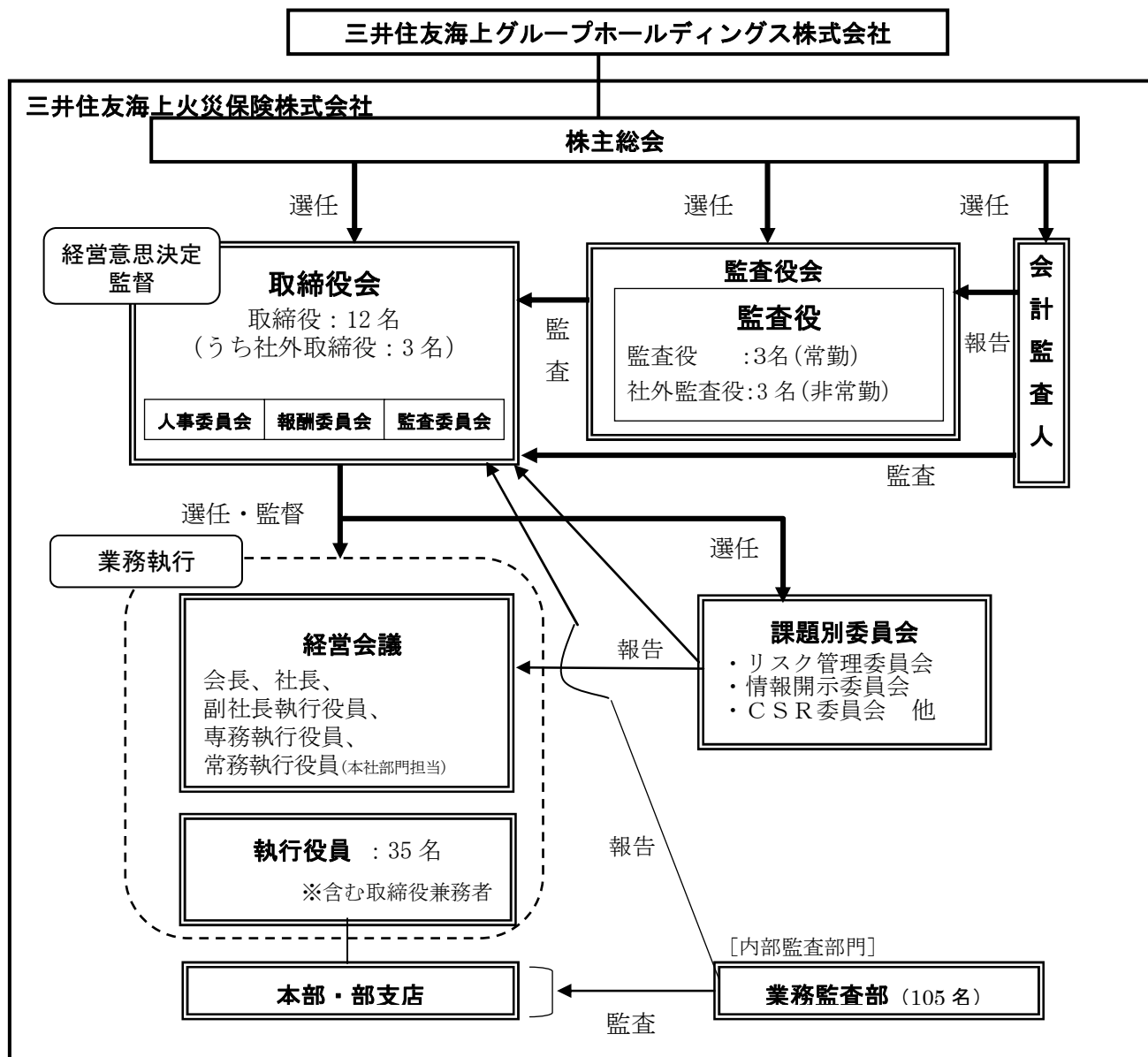
① 会社の機関

イ 会社の機関の基本説明

当社は、監査役会設置会社として、取締役（会）及び監査役（会）双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでおります。

迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度及び社外取締役を導入し、グループ全体の経営重要事項の決定及び監督を担う「取締役（会）」と執行責任を負う「執行役員」との役割分担の明確化及びその機能強化を図っております。

また、取締役会において実質的な論議を可能とするため取締役の員数を15名以内とするとともに、取締役会の内部委員会として、委員の過半数を社外取締役とする「人事委員会」「報酬委員会」「監査委員会」を設置することにより経営の監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行っております。同時に、執行役員へ業務執行権限の委譲を進めることにより意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。



ハ 各機関の内容

a. 取締役会

取締役会は、グループ全体の経営重要事項について論議・決定するとともに、取締役、執行役員の職務の執行を監督しております。

これらの機能を一層強化するため、取締役の役制を廃止（会長及び社長を除く。）するとともに、3名の社外取締役を選任しております。

また、取締役会の内部委員会として、委員の過半数を社外取締役とする「人事委員会」「報酬委員会」「監査委員会」を設置することにより経営の監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行っております。

・人事委員会

取締役、執行役員、理事の候補者の選任等の重要な人事事項について審議し、取締役会に助言することとしております。

・報酬委員会

取締役、執行役員、理事の業績評価、報酬等について取締役会に助言することとしております。

・監査委員会

業務運営の適切性を検証し、その結果について取締役会に意見具申することとしております。

b. 監査役会・監査役

監査役会は、常勤監査役3名、非常勤監査役（社外監査役）3名で構成されております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な

決裁書類等の閲覧、本社、部支店及び海外拠点への往査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。

c. 経営会議

当社では、執行役員が、取締役会の定める基本方針に沿って、具体的な業務執行を担うことから、会長、社長、専務以上執行役員及び本社部門担当の常務執行役員で構成する経営会議を設置しております。経営会議では、経営方針、経営戦略等、会社及びグループの経営、事業の遂行に関する重要な事項について協議するとともに、執行役員による決裁事項の一部について報告を受けることにより具体的な業務執行のモニタリングを行っております。

d. その他の機関

業務執行上の経営的重要事項に関する協議及び関係部門の意見の相互調整を図ることを目的に、当該事項を所管する執行役員を中心に構成する課題別委員会を設置しております。委員会の協議結果は、必要に応じ担当役員が取りまとめ、取締役会、経営会議等に報告しております。なお、三井住友海上グループ全体にかかわる重要事項については、三井住友海上グループホールディングス株式会社の課題別委員会で協議することとしております。

主な委員会は以下のとおりであります。

・リスク管理委員会（原則年2回）

リスク管理に関する方針・計画、リスク及びリスク管理状況のモニタリング、資本の十分性検証ならびにその他の重要事項について協議・調整等を行い、統合的なリスク管理状況の推進・徹底を行っております。

・情報開示委員会（原則年2回）

財務情報をはじめとする当社の企業情報を適正に開示できるよう、社内の業務プロセスを検証し、内部統制の有効性評価を行っております。

・CSR委員会（原則年2回）

当社グループの企業価値向上・永続的発展のため、CSR（企業の社会的責任）取組の全体バランスの最適化・レベルアップと総合的な進捗管理を行っております。

② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則に基づき決定した「内部統制システムに関する方針」の概要は以下のとおりであり、本方針に基づき体制を整備しております。

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度及び社外取締役を導入するとともに、取締役の員数を15名以内とする。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全役職員の日常活動における行動基準であり、かつコンプライアンスの基本方針及び遵守基準である「三井住友海上グループ行動憲章」の浸透を図るとともに、法令等遵守規程を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底する。

(2) コンプライアンスに係る具体的な計画としてコンプライアンス・プログラムを策定する。また、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備するとともに、コンプライアンスを含めた業務運営の適切性を検証し取締役会に意見具申する機関として、取締役会内部に監査委員会を設置する。なお、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を別途設ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「三井住友海上グループ リスク管理基本方針」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制及びリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合的なリスク管理の推進・徹底を図るためリスク管理委員会を設置する。また、リスクモニタリング部門は、リスク及びリスク管理の状況をモニタリングするとともに資本の十分性を検証する。なお、危機発生時においては、危機管理マニュアルに基づき適切に対応する。

4. 財務報告の信頼性を確保するための体制

監査役のうち最低1名は経理又は財務に関して十分な知識を有する者を選任する。また、「三井住友海上グループ 情報開示統制基本方針」に従い、当社及び当社の連結子会社に関する財務情報及び非財務情報を適時かつ適正に開示するため、情報開示委員会等の体制を整備する。なお、情報開示委員会は、情報開示統制の有効性の評価結果（金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況の評価結果を含む。）を検証する。

5. 内部監査の実効性を確保するための体制

「三井住友海上グループ 内部監査基本方針」に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社及び当社の子会社・関連会社のすべての業務活動を対象として内部監査を実施する。内部監査部門には、専門性を有する内部監査人を配置すると同時に、適正な要員規模を確保する。また、内部監査規程に内部監査にかかわる基本的事項を定めるとともに、内部監査方針及び内部監査計画を策定する。内部監査部門は、内部監査結果及び改善状況などを定期的に取り締役会及び監査委員会に報告する。

6. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設け専任の従業員を置く。監査役室の組織変更、当該従業員の人事異動及び懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、当該従業員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況及び内容を遅滞なく監査役会に報告する。従業員は、これらの報告事項について監査役会に直接報告できるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、経営会議、執行役員会議、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席できるものとする。また、取締役会長、取締役社長及び代表取締役は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。

10. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）と締結する「経営管理契約」に定められた義務等を適切に履行するために必要な対応を行う。

(2) 当社は、持株会社と締結する「経営管理契約」に基づき、当社の子会社・関連会社の経営管理を行う。そのため、当社における担当執行役員及び担当部門を定めるとともに、グループ横断の内部統制システムを整備するにあたり必要な助言・指導・支援を行う。子会社を所管する当社各部門は、子会社管理上の重要事項について当社取締役会に報告する。また、子会社・関連会社のリスク管理に関する事項についてはリスク管理委員会などにおいて、コンプライアンスに関する事項についてはコンプライアンス統括部門及び監査委員会などにおいて、横断的にモニタリングを行う。

(3) 当社は、当社及び当社の子会社・関連会社の全従業員が、不正・違法・反倫理的行為を社内の窓口及び社外の弁護士に直接通報できる制度を設ける。また、万が一、当社より法令違反行為を強要され、それを拒否できない場合、子会社・関連会社の業務執行者又は監査役などは、当社監査役又は当社業務執行者から独立した通報窓口に対して報告を行う。

③ 会計監査の状況

あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、平栗郁朗氏及び久野佳樹氏が監査業務を執行しております。また、監査業務に係る補助者の人数は、公認会計士5名、会計士補等4名、その他9名であります。

④ 監査・監督の各機関の連携状況

イ 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、定例の打合せにより監査計画、監査実施状況、監査結果等について、会計監査人から報告・説明を受けております。

また、必要に応じ会計監査上の諸問題について意見・情報交換を行っております

ロ 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門は、定期的（原則、月1回）に連絡会を開催し監査方針、監査の実施状況等について意見・情報交換を行っております。

また、内部監査部門による監査結果は、全件監査役に報告されております。

⑤ 役員報酬

当連結会計年度における当社の取締役に対する報酬その他職務遂行の対価の総額は299百万円（うち社外取締役18百万円）、また当社の監査役に対する報酬その他職務遂行の対価の総額は90百万円（うち社外監査役22百万円）であります。

なお、当社では、平成17年3月31日をもって退職慰労金制度を廃止しており、取締役及び監査役の当連結会計年度中の職務遂行の対価としての退職慰労金はありません。また、平成17年3月31日までの在任期間中の職務遂行の対価として、当連結会計年度中に支払った退職慰労金（既に退任している取締役及び監査役に対する年金の支給額を含みます。）が、282百万円（うち取締役272百万円、監査役9百万円）あります。

⑥ 責任限定契約の締結

氏名		責任限定契約の内容の概要
社外取締役	河野 栄子 頃安 健司 高 巖	当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。
社外監査役	安田 莊助 首藤 恵 野村 晋右	

※会計監査人について、該当事項はありません。

⑦ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、社外取締役3名と社外監査役3名を選任しております。現在、社外取締役及び社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

⑧ 取締役の定数

当社では、取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選解任の決議要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

イ 当社では、完全親会社である「三井住友海上グループホールディングス株式会社」の資本政策に沿って迅速かつ機動的に配当を行えるよう、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定することができる旨を定款に定めております。

ロ 当社では、社外取締役及び社外監査役を招聘するに当たり、取締役及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめることにより、それぞれが職務の執行に際して期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。

⑪ 株主総会の特別決議要件の変更

当社では、株主総会における円滑な意思決定を行うために、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	131	27
連結子会社	—	—	2	—
計	—	—	133	27

② 【その他重要な報酬の内容】

当社及び当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG台湾等に対して、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬として160百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デュー・デリジェンスに係るアドバイザリー業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

決定方針の定めはありませんが、監査に要する日数、監査人の人数等を総合的に勘案して決定しております。